

1. 『中華人民共和国行政許可法』 p 2
2. 『確たる留保の必要な行政審査認可項目に対し行政許可を設定する国務院決定』（本文の途中一部省略） p 2 0
3. 『「外国の専門家の訪中業務許可に係る処理規定」等の発布に関する通知』（付属文書の一部省略）中の『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定処理規定』 p 2 1

中華人民共和国主席令

(第七号)

『中華人民共和国行政許可法』が2003年8月27日中華人民共和国第10期全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過したことを、ここに公布し、2004年7月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2003年8月27日

中華人民共和国行政許可法

(2003年8月27日、第10期全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過)

目 次

第一章 総則

第二章 行政許可の設定

第三章 行政許可の実施機関

第四章 行政許可の実施手順

第一節 申請および受理

第二節 審査および決定

第三節 期間

第四節 聴聞

第五節 変更および延長継続

第六節 特別規定

第五章 行政許可の費用

第六章 監督検査

第七章 法律責任

第八章 附則

第一章 総則

第一条 行政許可の設定および実施を規則化し、公民、法人、またはその他組織の合法的權益を保護し、公共利益および社会秩序を守り、行政機関による効果的な行政管理の実施を保障、監督するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 本法において行政許可とは、行政機関が公民、法人、またはその他組織の申請に基づき、法による審査を経て、その特定活動に従事することを許可する行為をいう。

第三条 行政許可の設定および実施には、本法を適用する。

関係行政機関が、その他機関または直接管理を行う事業者に対して行う人事、財務、外交事務等の事項の審査認可については、本法を適用しない。

第四条 行政許可の設定および実施は、法に定められた権限、範囲、条件および手順に基づくものとする。

第五条 行政許可の設定および実施は、公開、公平、公正の原則に従うものとする。

行政許可に関する規定は公布しなければならない。公布されていない規定は、行政許可実施の根拠としてはならない。行政許可の実施および結果は、国家機密、商業機密、個人情報に関わるものを除き、公開しなければならない。

法に定められた条件、基準に適合する場合、申請人は法により行政許可を取得する平等権利を有し、行政機関はこれを軽視してはならない。

第六条 行政許可の実施においては、人民のための原則を遵守し、処理効率を高め、優良なサービスを提供する。

第七条 公民、法人、またはその他組織は行政機関が実施する行政許可に対して陳述権、弁明権を有する。法により行政不服審査の申請、または行政訴訟を提起する権利を有し、行政機関が違法に行政許可を実施したことにより、その合法的權益が損害を蒙った場合、

法により賠償を請求する権利を有する。

第八条 公民、法人、またはその他組織が法により取得した行政許可は法律による保護を受けるものであり、行政機関は既に効力が生じている行政許可を無断で変更してはならない。

行政許可が根拠とする法律、法規、規則を修正または廃止する場合、あるいは、行政許可が根拠とする客観的状況に重大な変化が生じた場合、公共利益の必要性から、行政機関は法により既に効力が生じた行政許可を変更、または撤回できる。これにより、公民、法人、またはその他組織が財産の損失を蒙った場合、行政機関は法により補償しなければならない。

第九条 法により取得した行政許可は、法律、法規が規定する法定条件および手順に基づき譲渡する場合を除き、譲渡してはならない。

第十条 県クラス以上の人民政府は行政機関が実施する健全な行政許可の監督制度を構築し、行政機関が実施する行政許可の監督検査を強化するものとする。

行政機関は公民、法人、またはその他組織が従事する行政許可事項の活動に対し、効果的な監督を実施する。

第二章 行政許可の設定

第十一条 行政許可の設定は、経済および社会発展の規律に従い、公民、法人、またはその他組織が有利に積極性、自発性を発揮でき、公共の利益および社会秩序を維持保護し、経済、社会、生態環境の協調的発展を推し進めるものでなければならない。

第十二条 下記の事項は行政許可を設定できる

(一) 国家の安全、公共の安全、マクロ経済調整、生態環境の保護に直接関わり、人身の健康、生命と財産の安全等に直接関わる特定活動など、法定条件に基づき承認を必要とする事項。

(二) 限りある天然資源の開発利用、公共資源の配置、および公共の利益に直接関わる特定業種の市場参入許可等、特権の賦与を必要とする事項。

(三) 公衆にサービスを提供するとともに、公共利益に直接関わる職業、業種など、高い信用と評判、特殊条件、特殊技能等の資格、資質を確実に備えていなければならない事項。

(四) 公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる重要な設備、施設、製品、物品など、技術基準、技術仕様に基づき、検査、検査測定、検疫等の方法により審査決定を行わなければならない事項。

(五) 企業、またはその他組織の設立等、主体資格を明確にしなければならない事項。

(六) 法律、行政法規に定められた規定により行政許可を設定できるその他事項。

第十三条 本法第十二条に定める事項が、以下の方法によって規則化できる場合、行政許可を設定しなくてもよい。

(一) 公民、法人、またはその他組織が自主的に決定できる場合。

(二) 市場競争のメカニズムが効果的に調節できる場合。

(三) 業界組織または仲介機関が自律的に管理できる場合。

(四) 行政機関が事後監督等、その他の行政管理方法を採用して解決できる場合。

第十四条 本法第十二条に定める事項は、法律が行政許可を設定できる。まだ法律が制定されていない場合は、行政法規が行政許可を設定できる。

必要な場合は、国務院は行政許可の設定を決定する方法を公布できる。実施後は、臨時的な行政許可事項を除き、国務院は直ちに全国人民代表大会、およびその常務委員会に法律の制定を要請するか、自ら行政法規を制定することができる。

第十五条 本法第十二条に定める事項について、まだ法律、行政法規が制定されていない場合は、地方性法規によって行政許可を設定できる。法律、行政法規および地方性法規がまだ制定されておらず、行政管理の必要により、直ちに行政許可を実施しなければならない場合は、省、自治区、直轄市の人民政府規則により臨時の行政許可を設定できる。臨時の行政許可は 1 年間継続的に実施し、当該クラスの人民代表大会、およびその常務委員会に地方性法規の制定を要請しなければならない。

地方性法規および省、自治区、直轄市の人民政府規則は、中国政府が統一的に決定する公民、法人、またはその他組織の資格、資質の行政許可を設定してはならない。企業、またはその他組織の設立登記、およびその前提的な行政許可を設定してはならない。その設定した行政許可は、その他地区の個人、企業が当該地区で製造経営およびサービスの提供に従事するのを制限してはならないし、その他地区の商品が当該地区の市場に参入するのを制限してはならない。

第十六条 行政法規は法律が定める行政許可事項の範囲内で、当該行政許可の実施について具体的な規定を定めることができる。

地方性法規は法律、行政法規が定める行政許可事項の範囲内で、当該行政許可の実施について具体的な規定を定めることができる。

規則は上位法が定める行政許可事項の範囲内で、当該行政許可の実施について具体的な規定を定めることができる。

法規、規則は上位法が定める行政許可実施に関する具体的な規定について、行政許可を増設してはならない。行政許可の条件に関する具体的な規定については、上位法に違反して、その他条件を増設してはならない。

第十七条 本法第十四条、第十五条の定める規定を除き、その他の規格文書も一律に行政許可を設定してはならない。

第十八条 行政許可の設定について、行政許可の実施機関、条件、手順、期限を規定する。

第十九条 法律草案、法規草案および省、自治区、直轄市の人民政府規則の草案の起案において、行政許可の設定を起案する場合、起案機関は聴聞、論証会等の形式で意見を聞き、制定機関に当該行政許可を設定する必要性を説明し、経済および社会に及ぼす影響、および聴聞と採用する意見について状況を説明しなければならない。

第二十条 行政許可の設定機関は、その設定した行政許可について定期的な評価を行う。既に設定した行政許可について、本法第十三条に定める方法により解決できるとみなした場合は、当該行政許可を設定する規定を直ちに修正または廃止しなければならない。

行政許可の実施機関は、既に設定した行政許可の実施状況、および存在する必要性について適時評価を行うとともに、当該行政許可の設定機関に意見を報告する。

公民、法人、またはその他組織は行政許可の設定機関および実施機関に行政許可の設定と実施に対する意見および提案を提出できる。

第二十一条 省、自治区、直轄市の人民政府は行政法規設定に関連する経済事務の行政許可について、その行政区域の経済および社会の発展状況に基づき、本法第十三条に定める方法により十分な解決が図れるとみなした場合、国务院に報告し承認を得た後、その行政区域内において当該行政許可の実施を停止できる。

第三章 行政許可の実施機関

第二十二條 行政許可は行政許可権を有する行政機関が、その法に定める職権の範囲内で実施する。

第二十三條 法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織は、法の定める授権の範囲内で、自己の名義により行政許可を実施できる。授権された組織は本法の行政機関に関連する規定を適用する。

第二十四條 行政機関は、その法に定める職権の範囲内で、法律、法規、規則の規定に基づき、その他行政機関に行政許可の実施を委託できる。委託機関は委託を受けた行政機関および実施委託を受けた行政許可の内容を公告しなければならない。

委託行政機関は、委託を受けた行政機関が実施する行政許可の行為について監督責任を負うとともに、当該行為によって生じる結果に対する法的責任を負う。

委託を受けた行政機関は委託の範囲内において、委託行政機関の名義により行政許可を実施する。その他組織、または個人に行政許可の実施を再委託してはならない。

第二十五條 国务院の承認を経て、省、自治区、直轄市の人民政府は簡素化、統一化、効率化の原則に基づき、関連行政機関の行政許可権を行使する行政機関を決定できる。

第二十六條 行政許可について行政機関内に置かれた多数の機関が処理を行う必要がある場合、当該行政機関は行政許可申請を統一的に受理し、行政許可の決定を統一的に送付する機関を決定しなければならない。

行政許可が法により地方人民政府の 2 つ以上の部門によってそれぞれ実施される場合、当該クラスの人民政府は、行政許可申請を受理する部門を決定し、関連部門にそれぞれ意見を提出した後、統一処理するか、組織の関連部門と共同処理、集中処理を行うように通告することができる。

第二十七條 行政機関は行政許可の実施において、申請人に指定商品の購入を要求したり、有償サービスを受ける等の不当な要求を行ってはならない。

行政機関の職員は行政許可の処理において、申請人に財物を要求、受理し、その他の利益を得ようと企ててはならない。

第二十八條 公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる設備、施設、製品、物品の検査、検査測定、検疫については、法律、行政法規が定める規定により行政機関が実施するものを除き、法定条件に適合する専門技術組織が逐次実施する。専門技術組織、およびその関連職員は、実施する検査、検査測定、検疫の結果に対して法的責任を負うものとする。

第四章 行政許可の実施手順

第一節 申請および受理

第二十九条 公民、法人、またはその他組織が特定活動に従事し、法により行政許可を取得する必要がある場合、行政機関に申請しなければならない。申請書にフォーマットを使用しなければならない場合、行政機関は申請人に行政許可申請書のフォーマットを提供する。申請書のフォーマットには行政許可の申請事項に直接関係ない内容を含めてはならない。

申請人は代理人に委託して行政許可を申請できる。ただし、法により申請人が行政機関の事務所に赴き行政許可を申請する場合は除外する。

行政許可申請は郵便、電報、テレックス、FAX、電子データ交換、電子メール等の方法で提出できる。

第三十条 行政機関は法律、法規、規則に定められた規定の行政許可に関連する事項、根拠、条件、数量、手順、期限および提出しなければならない全ての資料の目録および申請書の見本書類等を事務所で公示しなければならない。

申請人が行政機関に公示内容についての説明、解釈を求めた場合、行政機関は説明、解釈を行うとともに、正確かつ信頼できる情報を提供しなければならない。

第三十一条 申請人は行政許可の申請において、行政機関に事実に基づいた関連資料および真実を反映した状況を提出するとともに、その申請資料の実質的内容の真実性について責任を負うものとする。行政機関は申請人が申請する行政許可事項に関係のない技術資料や、その他資料の提出を要求してはならない。

第三十二条 行政機関は申請人が提出する行政許可申請を、下記の状況に基づき処理しなければならない。

(一) 申請事項が法により行政許可を取得する必要がある場合、直ちに申請人に不受理を告知しなければならない。

(二) 申請事項が法により当該行政機関の職権の範囲に属さない場合、直ちに不受理を決定するとともに、申請人に関連行政機関に申請するよう告知しなければならない。

(三) 申請資料に現場で訂正可能な誤りが存在する場合、申請人は現場で訂正することが許される。

(四) 申請資料が不完全、または法に定める形式に適合していない場合、現場または五日以内に一度、補足訂正すべき内容全てを申請人に告知する。期限を過ぎても告知しない場合は、申請資料を受領した日を受理日とみなす。

(五) 申請事項が当該行政機関の職権の範囲内であり、申請資料が完全で、法に定める形式に適合している場合、あるいは、申請人が当該行政機関の要求に基づき、全て補足訂正した申請資料を提出した場合、行政許可の申請を受理しなければならない。

行政機関が行政許可申請を受理、あるいは、受理しない場合、当該行政機関は専用の印章を捺印し、日時を明記した書面の証憑を発行する。

第三十三条 行政機関は関連制度の構築と整備を進め、電子政府の推進を図り、行政機関のウェブサイト上に行政許可事項を公布し、申請人が電子データ等の方法で行政許可の申請をできるよう便宜を図るものとする。その他の行政機関と関連する行政許可の情報を共有し、処理効率を向上させなければならない。

第二節 審査および決定

第三十四条 行政機関は申請人が提出した申請資料を審査する。

申請人が提出した申請資料が完全で、法に定める形式に適合している場合、行政機関は現場で決定を下し、現場で書面による行政許可決定を出すことができる。

法定条件および手順に基づき、申請資料の実質的な内容について調査を行う必要がある場合、行政機関は2名以上の職員を派遣して検査を行う。

第三十五条 法に基づき、まず下級行政機関による審査を経た後、上級行政機関に決定した行政許可について報告し、下級行政機関は法に定められた期限内に初歩審査による意見と全ての申請資料を上級行政機関に直接提出する。上級行政機関は申請資料を重複して提供するよう申請人に要求してはならない。

第三十六条 行政機関が行政許可申請の審査時に、行政許可事項に直接関係する他者の重大な利益を発見した場合、当該利害関係者に告知しなければならない。申請人、利害関係者は陳述および弁明を行う権利を有し、行政機関は申請人、利害関係者の意見を聴取する。

第三十七条 行政機関は行政許可申請について審査を行った後、現場で行政許可を決定する以外に、法に定められた期限内に規定の手順に基づき行政許可を決定する。

第三十八条 申請人の申請が法定条件、基準に適合する場合、行政機関は法により行政許

可を許可する書面決定を行う。

行政機関が法により行政許可の書面決定を出さない場合、その理由を説明するとともに、法により行政不服審査を申請する権利、あるいは、行政訴訟を提起する権利を有することを申請人に告知しなければならない。

第三十九条 行政機関が行政許可の承認決定を行い、行政許可証書を発行する必要がある場合、当該行政機関の印章を捺印した下記の行政許可証書を申請人に発行する。

- (一) 許可証、免許証、またはその他の許可証書
- (二) 資格証書、資格認定証、またはその他の合格証書
- (三) 行政機関の許可承認書類、または証明文書
- (四) 法律、法規に定められた規定のその他行政許可証書

行政機関が検査、検査測定、検疫を実施する場合、検査、検査測定、検疫に合格した設備、施設、製品、物品上にラベルを貼るか、検査、検査測定、検疫印を捺印する。

第四十条 行政機関が行政許可の承認決定を行った場合、公開しなければならないが、公衆はこれを閲覧する権利を有する。

第四十一条 法律、行政法規が設定する行政許可が、その適用範囲に地域制限がない場合、申請人が取得した行政許可は中国全土の範囲内で有効とする。

第三節 期間

第四十二条 現場で行政許可を決定できる以外に、行政機関は行政許可申請を受理した日から起算して二十日以内に行政許可の決定を行う。二十日以内に決定できない場合は、当該行政機関の責任者の承認を経て、十日間延長できるとともに、期限の延長理由を申請人に告知しなければならない。ただし、法律、法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

本法第二十六条に定められた規定に基づき、行政許可が統一処理、共同処理、集中処理を採用する場合、処理期間は四十五日を越えてはならない。四十五日以内に結論が出ない場合は、当該級人民政府の責任者の承認を経て、十五日間延長できるとともに、期限の延長理由を申請人に告知しなければならない。

第四十三条 法に基づき、まず下級行政機関の審査を経た後、下級行政機関は上級行政機

関に決定した行政許可を報告する。下級行政機関はその行政許可申請を受理した日から起算して二十日以内に審査を完了しなければならない。ただし、法律、法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

第四十四条 行政機関が許可した行政許可の決定については、決定日から起算して十日以内に申請人に交付し、行政許可証書を送付するか、ラベルを貼り、検査、検査測定、検疫印を捺印する。

第四十五条 行政機関が行う行政許可承認決定は、法により聴聞、入札募集、競売、検査、検査測定、検疫、評定、専門家の審議を行う必要がある、これにかかる時間は本節に定める規定の期限に含めない。行政機関は必要な時間を書面で申請人に告知しなければならない。

第四節 聴聞

第四十六条 法律、法規、規則に定められた行政許可の実施において聴聞を行うべき事項、あるいは、聴聞が必要であると行政機関がみなしたその他の公共利益に関わる重大な行政許可事項について、行政機関は社会に公告するとともに、聴聞を行わなければならない。

第四十七条 行政許可が直接申請人と他者との間の重大な利益関係に関わる場合、行政機関は行政許可を決定する前に、申請人、利害関係者が聴聞を要求する権利を有することを告知しなければならない。申請人、利害関係者が聴聞の権利を告知された日から起算して五日以内に聴聞を申請した場合、行政機関は二十日以内に聴聞を組織するものとする。

申請人、利害関係者は行政機関が組織する聴聞の費用を負担しない。

第四十八条 聴聞は下記の手順に基づいて実施する。

(一) 行政機関は聴聞開催の七日前までに聴聞の日時、場所を申請人、利害関係者に通知し、必要に応じて公告する。

(二) 聴聞は公開開催する。

(三) 行政機関は当該行政許可の申請を審査する職員以外の人員を聴聞の議事進行者として指定する。申請人、利害関係者が議事進行者と当該行政許可事項に直接利害関係があるとみなした場合は、申請を回避する権利を有する。

(四) 聴聞を行うとき、当該行政許可申請を審査する職員は審査意見の証拠、理由を提供しなければならない。申請人、利害関係者は証拠を提出して、弁明と反対尋問を行うことができる。

(五) 聴聞は記録するものとする。聴聞の記録は聴聞の参加者が誤りのないことを確認した後、署名、捺印する。

行政機関は聴聞の記録に基づき、行政許可の決定を行う。

第五節 変更および延長継続

第四十九条 被許可者が行政許可事項の変更を要求する場合、行政許可を決定した行政機関に申請を提出するものとする。法定条件、基準に適合する場合、行政機関は法により変更手続きを行う。

第五十条 被許可者が法により取得した行政許可の有効期間を延長する必要がある場合、当該行政許可の有効期間満了三十日前までに、行政許可を決定した行政機関に申請を提出しなければならない。ただし、法律、法規、規則に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

行政機関は被許可者の申請に基づき、当該行政許可の有効期間満了前までに延長を許可するかどうかを決定する。期限を過ぎても決定されない場合は、延長が許可されたものとみなす。

第六節 特別規定

第五十一条 行政許可実施の手順は、本節に規定がある場合は、本節の規定を適用する。本節に規定がない場合は、本章のその他関連規定を適用する。

第五十二条 国務院が行政許可を実施する手順については、関連法律、行政法規に定めた規定を適用する。

第五十三条 本法第十二条第二項に定めた事項の行政許可を実施する場合、行政機関は入札募集、競売等の公平な競争方法により決定する。ただし、法律、行政法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

行政機関が入札募集、競売等の方法により行政許可の具体的な手順を決定する場合、関連法律、行政法規に定められた規定に準ずるものとする。

行政機関は入札募集、競売の手順に基づき、落札者、買い手を決定後、行政許可の承認決定を行ない、法により落札者、買い手に行政許可証書を発行する。

行政機関が本条の規定に違反して、入札募集、競売方法を採用しない場合、あるいは、

入札募集、競売手順に違反し、申請人の合法的な権益に損害を与えた場合、申請人は法により行政不服審査の申請、行政訴訟を提起できる。

第五十四条 本法第十二条第三項に定める事項の行政許可実施において、公民に特定の資格を与え、法により国家試験を行う場合、行政機関は試験の成績、その他の法定条件に基づいて、行政許可を決定する。法人、またはその他組織に特定の資格、能力資格を与える場合、行政機関は申請人の専門職員の構成、技術条件、経營業績および管理水準等の審査結果に基づき、行政許可を決定する。ただし、法律、行政法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

公民の特定資格の試験は、法により行政機関または業界組織が公開で実施する。行政機関、または業界組織はまず資格試験の応募条件、出願方法、試験科目および試験要綱を公布する。ただし、強制的に資格試験の事前教育を実施したり、教材、またはその他補助教材を指定するなどの行為を行ってはならない。

第五十五条 本法第十二条第四項に定めた事項の行政許可を実施する場合、技術基準、技術仕様に基づき、法により検査、検査測定、検疫を行う。行政機関は検査、検査測定、検疫の結果に基づき、行政許可の決定を行う。

行政機関が検査、検査測定、検疫を実施する場合、申請を受理した日から起算して五日以内に 2 名以上の職員を派遣し、技術基準、技術仕様に基づき、検査、検査測定、検疫を実施する。検査、検査測定、検疫結果について、さらに技術分析を行う必要がなく、ただちに設備、施設、製品、物品が、技術基準、技術仕様に適合しているかどうかを認定する場合、行政機関は現場で行政許可の決定を行う。

行政機関が検査、検査測定、検疫結果に基づき、行政許可を出さない決定をした場合は、行政許可を出さない根拠となる技術基準、技術仕様について書面により説明しなければならない。

第五十六条 本法第十二条第五項に定められた事項の行政許可実施において、申請人が提出した申請資料が完全で、法に定める形式に適合している場合、行政機関は現場で登記を行う。申請資料の実質的な内容について確認が必要な場合、行政機関は本法第三十四条第三項の規定に基づき処理する。

第五十七条 数量に制限のある行政許可で、2 人以上の申請人の申請がいずれも法定条件、基準に適合している場合、行政機関は行政許可申請を受理した順序に基づき、行政許可の決定を行う。ただし、法律、行政法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

第五章 行政許可の費用

第五十八条 行政機関が行政許可を実施し、行政許可事項の監督検査を行う場合、如何なる費用も受け取ってはならない。ただし、法律、行政法規に別途定めがある場合は、その規定に準ずるものとする。

行政機関は行政許可申請書のフォーマットを提供する場合、費用を受理してはならない。

行政機関が行政許可の実施に必要な経費を当該行政機関の予算に組み入れる場合、当該級の財政の保障により、承認された予算に基づき、審査・計上を行う。

第五十九条 行政機関が行政許可を実施し、法律、行政法規に基づいて費用を受け取る場合、公布した法定項目および基準に基づき費用を受け取る。受領した費用は全て国庫に納めなければならない。如何なる機関、または個人も、如何なる形式によって差し押さえ、流用、私的分配、または別の形による私的分配を行ってはならない。財政部門は如何なる形式によっても、行政許可の実施によって受け取った費用を行政機関に返還したり、別の形による返還を行ってはならない。

第六章 監督検査

第六十条 上級行政機関は下級行政機関が実施する行政許可の監督検査を強化し、直ちに行政許可実施における違法行為を是正しなければならない。

第六十一条 行政機関は健全な監督制度を構築し、被許可者が従事する行政許可事項の活動状況を反映した関連資料を検査することにより、監督責任を履行する。

行政機関が法により被許可者が従事する行政許可事項の活動に対する監督検査を実施するとき、監督検査の状況および処理結果を記録し、監督検査職員が署名した後に、整理保存する。公衆は行政機関の監督検査記録を閲覧する権利を有する。

行政機関は、被許可者とその他の関連行政機関とのコンピュータ保存書類ネットワークシステムを実現する条件を造り、被許可者が従事する行政許可事項の活動状況を検査する。

第六十二条 行政機関は被許可者が経営により製造した製品について、法によりサンプリング検査、検査、検査測定を行い、その製造経営場所を法により実地検査する。検査時に、行政機関は法により検閲を行うか、被許可者に関連資料の提出を要求できる。被許可者は事実に基づき関連状況および資料を提供しなければならない。

行政機関は法律、行政法規に定められた規定に基づき、公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる重要な設備、施設の定期検査を実施する。検査に合格した場合、行政機関は相応する証明書類を発行しなければならない。

第六十三条 行政機関は監督検査の実施において、被許可者の正常な製造経営活動を妨げてはならない。被許可者の財物を要求、受領し、その他の利益を獲得しようとして企ててはならない。

第六十四条 被許可者が行政許可の決定を行った行政機関の管轄区域外で、違法に行政許可事項の活動に従事した場合、違法行為が発生した地域の行政機関は法により被許可者の違法の事実、処理結果を、行政許可を決定した行政機関に書面で報告しなければならない。

第六十五条 個人および組織が違法に行政許可事項の活動に従事していることを発見した場合、行政機関に通報する権利を有し、行政機関は直ちに事実を調査し、処理しなければならない。

第六十六条 被許可者が法により天然資源の開発利用義務を履行しない場合、あるいは、法により公共資源の利用義務を履行しない場合、行政機関は期限内に是正するよう命じなければならない。被許可者が規定の期限内に是正しない場合、行政機関は関連する法律、行政法規に定められた規定に基づき処理する。

第六十七条 公共利益に直接関連する特定業種に市場参入許可する行政許可を取得した被許可者は、中国政府が定めるサービス基準、料金基準、および行政機関が法により定めた条件に基づき、ユーザーに安全かつ便利で、安定した価格の合理的なサービスを提供するとともに、ユニバーサルサービス義務を履行する。行政許可を決定する行政機関の承認を経る前に、無断で営業を停止、廃業してはならない。

被許可者が前項に定めた規定の義務を履行しない場合、行政機関は期限内に是正するよう命じるか、法によりその履行義務の実施を促す有効な措置を採らなければならない。

第六十八条 公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる重要な設備、施設に対して、行政機関は設計、建造、設置および使用機関が相応する自主検査制度を構築するよう督促しなければならない。

行政機関が検査監督時に、公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全に直接関わる重要な設備、施設の安全面に潜在的欠陥が存在することを発見した場合、建造、設置、使用を停止するよう命じるとともに、設計、建造、設置、使用機関に直ちに是正を命じなければならない。

第六十九条 下記の状況のいずれか一つに該当する場合、行政許可を決定した行政機関、またはその上級行政機関は、利害関係者の要求に基づくか、職権により行政許可を撤回することができる。

- (一) 行政機関の職員が職権を濫用し、職責を怠って行政許可を承認決定した場合
- (二) 法の定める職権を超え、行政許可を承認決定した場合
- (三) 法の定める手順に違反して、行政許可を承認決定した場合
- (四) 申請資格を備えていない、あるいは、法に定める条件に適合していない申請人に行政許可が承認決定された場合
- (五) 法により行政許可のその他の状況を取り消せる場合。

被許可者が詐欺、賄賂等の不当な手段で行政許可を取得した場合は、取り消しを行う。

前二項の規定に基づいて行政許可を取り消したことにより、公共利益に重大な損害を与える場合は、取り消しできない。

本条第一項の規定に基づいて行政許可を取り消したことにより、被許可者の合法的權益に損害を与えた場合、行政機関は法により賠償を行うものとする。本条第二項の規定に基づいて行政許可を取り消した場合、被許可者が行政許可に基づいて取得した利益は保護されない。

第七十条 下記状況のいずれか一つに該当する場合、行政機関は法により行政許可に関する取り消し手続きを行わなければならない。

- (一) 行政許可の有効期間満了時に延長手続きが行われていない。
- (二) 公民に特定の資格を与える行政許可において、当該公民が死亡または行為能力を喪失した場合
- (三) 法人、またはその他組織が法により廃業した場合
- (四) 行政許可が法により取り消し、撤回されるか、行政許可証書が法により取り消された場合
- (五) 不可抗力により行政許可事項が実施できなくなった場合
- (六) 法律、法規に定められた規定の行政許可を取り消すべきその他状況にある場合。

第七章 法律責任

第七十一条 本法第十七条規定に違反して設定した行政許可は、関連機関が当該行政許可を設定した機関に是正を命じるか、法により取り消しを行うものとする。

第七十二条 行政機関、およびその職員が本法の規定に違反し、下記状況のいずれか一つに該当する場合、その上級行政機関または監察機関が是正を命じるものとする。状況が深刻な場合は、直接責任を負う主務者およびその他の直接的な責任者に対して、法により行政処分を行う。

(一) 法定条件に適合する行政許可申請を受理しない場合

(二) 事務所で法により公示すべき資料を公示しない場合

(三) 行政許可の受理、審査、決定過程で、申請人、利害関係者に法に定められた告知義務を履行しなかった場合

(四) 申請人が提出した申請資料が不完全で、法に定めた形式に適合しないとき、補足訂正しなければならない全ての内容を一度も告知しなかった場合

(五) 法により行政許可申請を受理しないか、行政許可を行わない理由を説明しなかった場合

(六) 法により実施すべき聴聞を実施しなかった場合。

第七十三条 行政機関の職員が行政許可の処理、監督検査の実施において、他者の財物を要求または受理し、その他の利益を獲得しようとする企み、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問う。犯罪を構成するに至らない場合は、法により行政処分を行うものとする。

第七十四条 行政機関が行政許可の実施において、下記のいずれかの状況の一つに該当する場合、その上級行政機関または監察機関は是正を命じ、直接責任を負う主務者およびその他の直接的な責任者に対して、法により行政処分を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問う。

(一) 法に定める条件に適合しない申請人に行政許可を承認決定するか、または法に定める職権を超えて行政許可を承認決定した場合。

(二) 法に定める条件に適合する申請人に行政許可を出さないか、または法に定める期限内に行政許可を承認決定しない場合

(三) 法により入札募集、競売結果、または試験の成績順位に基づき行政許可を決定するとき、入札募集、競売、試験を経ないか、または入札募集、競売結果、試験の成績順位

に基づかないで、行政許可を承認決定した場合。

第七十五条 行政機関の行政許可実施において、無断で料金を受領するか、法に定める項目および基準に基づかないで料金を受領した場合、その上級行政機関または監察機関は非合法で受領した費用の返還を命じるものとする。直接責任を負う主務者およびその他の直接的な責任者に対しては、法により行政処分を行う。

差し押さえ、流用、私的配分または別の形による私的配分など、行政許可の実施において法により費用を受領した場合は、追納する。直接責任を負う主務者およびその他の直接的な責任者に対しては、法により行政処分を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問うものとする。

第七十六条 行政機関が違法に行政許可を実施し、当事者の合法的權益に損害を与えた場合、国家賠償法に定められた規定に基づき、賠償しなければならない。

第七十七条 行政機関が法による監督職責を履行しない場合、あるいは、最善を尽くして監督しないことにより深刻な結果を招いた場合、その上級行政機関または監察機関が是正を命じるものとし、直接責任を負う主務者およびその他の直接的な責任者に対しては、法により行政処分を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問うものとする。

第七十八条 行政許可の申請人が関連状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供して行政許可の申請を行った場合、行政機関は行政許可を受理または決定せず、警告を行うものとする。行政許可の申請が公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全事項に直接関係する場合、申請人は一年以内に当該行政許可を再申請してはならない。

第七十九条 被許可者が詐欺、賄賂等の不当な手段で行政許可を取得した場合、行政機関は法により行政処罰を行う。取得した行政許可が公共の安全、人身の健康、生命と財産の安全事項に直接関わる場合、申請人は三年以内に当該行政許可を再申請してはならない。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問うものとする。

第八十条 被許可者が下記の行為のいずれか一つに該当する場合、行政機関は法により行政処罰を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問うものとする。

(一) 行政許可証書の書き換え、転売、賃借、貸与、またはその他の形式により非合法に行政許可を譲渡した場合

(二) 行政許可の範囲を超えて活動した場合

(三) 監督検査の責任を負う行政機関が関連状況を隠蔽し、虚偽の資料を提供するか、その活動状況を反映する真実の資料の提供を拒絶した場合

(四) 法律、法規、規則に定められた規定のその他違法行為。

第八十一条 公民、法人、またはその他組織が行政許可を経ないで、法により取得すべき行政許可の活動に無断で従事した場合、行政機関は法により制止措置を採用するとともに、法により行政処罰を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を問うものとする。

第八章 附則

第八十二条 本法規定においては行政機関が行政許可を実施する期限は営業日をもって計算するものとし、法に定める祝祭日は含めない。

第八十三条 本法は2004年7月1日より施行する。

本法施行前の行政許可の関連規定については、制定機関が本法の規定に基づき徹底的に整理を行う。本法の規定に適合しない場合は、本法の施行日より執行を停止する。(完)

中華人民共和国国務院令
第 412 号

『確たる留保の必要な行政審査認可項目に対し行政許可を設定する国務院決定』をここに公布し、2004 年 7 月 1 日より施行する。

総理 温家宝
2004 年 6 月 29 日

確たる留保の必要な行政審査認可項目に対し行政許可を設定する国務院決定

『中華人民共和国行政許可法』及び行政審査認可制度改革の関連規定に基づき、国務院は所属各部門の行政審査認可項目について、全面的な整理を行った。法律、行政法規により設定される行政許可項目は、法に基づき継続して実施されるものとする。法律、行政法規以外の基準文書の設定に関し、確たる留保が必要でありかつ『中華人民共和国行政許可法』第十二条の規定事項に適合する行政審査認可項目については、『中華人民共和国行政許可法』第十四条第二項の規定に基づき、全 500 項目に関し、行政許可を留保及び設定することをここに決定する。

当決定により設定される行政許可が、法に基づき、公開、公平、公正に実施されることを保証するため、国務院の関連部門は、本決定を実施するための各行政許可の条件等について具体的な規定を作成し、予め公布しなければならない。行政許可の実施に関する手順と期限は『中華人民共和国行政許可法』の関連規定に基づき執行する。

添付文書：確たる留保の必要な行政審査認可項目に対し行政許可を設定する国務院決定

番号 項目名称 実施機関

(途中省略)

445 団体及び個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定 国家外国専門家局

(途中省略)

注記：1. 投資体制の改革が進行中であることに鑑み、固定資産の投資に及ぶ項目の行政許可は、従来通り国務院の現行規定に基づいて処理する。
2. 規定に基づき国務院が決定すべき事項は、規定の手順に基づいて処理する。
3. 規定に基づきその他の部門が決定すべき、あるいは、その他の部門の審査を経て決定すべき事項は、現行の規定に基づいて処理する。

『外国の専門家の訪中業務許可に係る処理規定』等の発布に関する通知

外專発（2004）139号

各省、自治区、直轄市、計画単列市の人事庁（局）、外專局、公安庁（局）、外事、教育庁（委、局）、並びに、国務院各部委委員会、直属機関、事業組織、専門総公司智力導入業務統括管理部門、並びに、新疆生産建設兵団人事局、外專局、公安局、外事、教育局宛

『行政許可法』および『確たる留保の必要な行政審査認可項目に対し行政許可を設定する国務院決定』（国務院第412号令）の関連規定に基づき、ここに『外国の専門家の訪中業務許可に係る処理規定』、『外国の専門家招聘組織資格認可処理規定』、『外国の文化教育を紹介する専門家の訪中業務に係る海外組織資格認可処理規定』、および『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定処理規定』を以下のとおり公布するので、遵守施行を願いたい。

上述の処理規定に基づき、省レベルの外国専門家局に対して行政許可申請を行うものとする。省レベルの外国専門家局において実施機関の役割を履行できない場合には、国家外国専門家局に対して提出することとし、国家外国専門家局が受理、審査許可を行う。

『国家外国専門家局「外国専門家の招聘確認」の管理方法の発布に関する通知』（外專発〔1997〕53号）、『国家外国専門家局 新しい「外国の文化教育専門家の招聘組織資格認可申請表」の使用に関する通知』（外專発〔2001〕4号）は直ちに廃止する。

本通知は、発布の日より施行することとし、過去の規定で上記の規定に適合しないものは、本通知を正とする。

付属文書

1. 外国の専門家の訪中業務許可に係る処理規定
2. 外国の専門家招聘組織資格認可処理規定
3. 外国の文化教育を紹介する専門家の訪中業務に係る海外組織資格認可処理規定
4. 団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定処理規定

国家外国専門家局

2004年9月30日

（付属文書1～3は省略）

付属文書 4

団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定処理規定

一 許可事項 団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定

二 実施機関 国家外国専門家局

三 実施説明

団体および個人を、訓練、実習、講習、研修、学習およびその他の形式による海外での訓練のために派遣することの取りまとめを行う機関は、すべて『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定』を取得しなければならない。併せて『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定証書』を取得しなければならない。ただし、当該組織の人員のみを海外での訓練のために取りまとめる機関は除外する。

団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめることは、公的に海外訓練に赴く因公海外訓練と、私的に海外訓練に赴く因私海外訓練とに分けられる。因公海外訓練とは、出国訓練任務の許可文書を下達されることにより行われる方式であり、党や国家機関、企業・事業組織および社会团体から各種人員が選抜され、各種の形式により海外訓練に赴く行為を指す。因私海外訓練とは、中国国民が『普通旅券』を保持し、出国訓練任務の許可文書の下達を必要とせずに海外訓練に赴く行為を指す。

本項の行政許可の実施範囲は、以下のとおり。

因公海外訓練の取りまとめを行う機関：出国任務の審査許可権限を持つ全国的な事業組織と民政部門の審査許可を経て法人資格を登記取得した全国的な社会团体、海外訓練の資金援助に用いる固定的な資金ソースを持つ部委員会の直属事業組織、海外訓練の資金援助に用いる固定的な資金ソースを持つ地方の事業組織および社会团体。

因私海外訓練の取りまとめを行う機関：独立法人資格を具える機関。

中央国家機関の出国訓練統括管理部門、地方各レベルの外国専門家局は、本項の行政許可資格認定の範囲内にはない。

四 申請条件

(一) 因公海外訓練の取りまとめを行う機関

1. 団体および個人の海外訓練派遣を実施するための専門組織と人員を備えていなければならない。
2. 海外訓練派遣の取りまとめを行うことに関する規則と制度が完備していること。
3. 業務範囲が明確であること。
4. 営利を目的としていないこと。
5. 毎年の海外訓練に用いる資金が 50 万人民元以上であること、海外訓練の派遣人員が

80人以上であること。

6. 団体および個人の公的海外訓練の派遣の取りまとめを行う機関の資格認定は、人数制限性許可の原則を実行し、同一地区の同一業種について重複認定は行わない。

(二) 因私海外訓練の取りまとめを行う機関

1. 法定代表人が、国内に常住の戸籍を保有しており、完全に民事行為の能力を備える中国国民であること。

2. 申請機関が企業である場合には、企業法人の設立条件に適合していなければならない、企業の法人代表が企業代表者登記管理の関連規定に適合していなければならない。

3. 中国および関連国家の訓練の状況と関連政策や法律法規を熟知した業務人員がいること、業務人員が5人以上であること、主な業務人員が大学・高等専門学校以上の学歴を備えていること、法律、外国語、財務会計の専門資格を持つ人員がいること。

4. 海外訓練派遣の取りまとめを行うことに関する規則と制度を有すること。

5. 登録資金が1,500万元以上であること。

6. サービス対象の合法的な権益が損害を受けた際の、賠償および違約金、罰金の支払いに用いる一定額の準備金を納めていること。

五 申請資料

(一) 因公海外訓練の取りまとめを行う機関は以下の資料を提出しなければならない。

1. 『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定申請書』

2. 社会団体については、当該組織の規則と社会団体登記証の写しを提出すること、事業組織については、主管部門が認可した設立文書の写しを提出すること。

3. 当該機関が海外訓練の取りまとめを行うことに関する規則制度

4. 海外訓練の資金援助に用いる資金ソースの証明

5. 海外の訓練機関と締結した提携趣意書もしくは合意書（中国語、外国語版）

(二) 因私海外訓練の取りまとめを行う機関は以下の資料を提出しなければならない。

1. 『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定申請書』

2. 法定代表者、主要責任者、主要業務人員の略歴および関連する身分、資格証明

3. 法定資格を有する資産検証機関が発行した資産検証報告

4. 法人資格証明もしくは企業名称の事前審査許可通知書

5. 機関の定款および内部の関連規定、制度

6. 海外訓練を実施しようとする海外行政地区とフィージビリティ報告

7. 所在地および経営場所の使用証明

8. 海外の訓練機関と締結した提携趣意書もしくは合意書（中国語、外国語版）

六 処理手順と期限

(一) 申請

全国的な事業組織や社会団体、部委員会の直属事業組織は、国家外国専門家局に申請を行う。各地の事業組織、社会団体および因私海外訓練の取りまとめを行う機関は、所属地管理の原則に照らして、省、自治区、直轄市、計画単列市の人民政府の外国専門家局（以下、受理機関と略称する）に申請を行う。

(二) 受理

1. 申請資料が全てそろい法定の形式に適合する場合、あるいは申請機関が実施機関の要求に照らして全ての申請材料を提出する場合、これを受理する。

2. 実施機関あるいは受理機関は、申請機関がその場で申請資料中の誤りを訂正することを認める。申請資料が全てそろっていない、あるいは、法的形式に適合していない場合には、実施機関あるいは受理機関はその場もしくは5日以内に専用の印章を捺印し日付を明記した『行政許可申請資料補正通知書』を発行し、申請機関に対し補正の必要ならぬ全ての内容を一度に伝えることとする。期限を過ぎても告知を行わなかった場合には、申請資料を受け取った日に即日受理したものとする。

3. 受理もしくは不受理の申請に対しては、実施機関あるいは受理機関は専用の印章を捺印し、かつ日付を明記した『行政許可受理通知書』もしくは『行政許可不受理通知書』を発行する。不受理とした申請に対しては、実施機関あるいは受理機関は、『行政許可不受理通知書』の中に、不受理の理由を明記する。

(三) 審査、許可

申請機関が規定に基づき実施機関に提出した申請については、実施機関は関連規定に基づき、受理した申請資料の審査、許可を行い、二十日以内に決定を行う。申請機関が規定に基づき受理機関に提出した申請については、受理機関は『行政許可法』と海外訓練の関連規定に基づき、受理した申請材料の予備審査を二十日以内に終えることとする。予備審査後、受理機関は『団体および個人の海外訓練派遣を取りまとめる機関の資格認定申請書』中に審査意見を記入署名し、全ての申請資料と審査意見を実施機関、即ち国家外国専門家局に送付、報告する。実施機関は、受理機関によって報告送付された全ての申請資料と審査意見を受け取った後、審査許可の手続きに入り、二十日以内に決定を行う。

特殊な事情がある場合には実施機関は決定を十日延長することができるが、その場合には当該行政機関責任者の承認を経なければならず、併せて当該行政機関の専用の印章を捺印し、かつ日付を明記した『行政許可延期通知書』を発行し、期限を延長する理由を申請機関に伝えなければならない。

もし以下のような状況があった場合には、実施機関は行政許可の決定を与えないこととする。

1. 申請資料が真実ではない
2. 申請機関が、団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる条件に適合していない
3. 数量制限の原則に基づき、それ以上認定をしない
4. 『団体および個人の海外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定証書』を発給するのに適さないと実施機関がみなしたその他の状況がある場合

実施機関は申請に対して行政許可を与えるか与えないかの決定をする際、当該行政機関の専用印章を捺印し、かつ日付を明記した『行政許可決定送達通知書』を発行する。行政許可を与えないとの決定に際しては、実施機関は『行政許可決定送達通知書』に行政許可を与えない理由を明記する。行政許可を与えるとの決定に際しては、実施機関は決定の日より十日以内に、国家外国専門家局が統一して印刷制作した『団体および個人の海

外訓練への派遣を取りまとめる機関の資格認定証書』を発行、送付する。

七 監督、検査および規則違反の処理

(一) 団体および個人の海外訓練派遣を取りまとめる資格の認定を得た機関は、毎年国家外国専門家局に海外訓練業務報告および関係資料を送付報告することとし、国家外国専門家局はその業務に対して抽出検査を行う。

(二) 資格を認定された機関において、以下に掲げる状況が生じた際には、その事情の軽重の程度に応じて、それぞれ警告、期限を設けた是正、資格取消の処分を行う。

1. 団体および個人の海外訓練への派遣業務に関する国家规定に違反した場合
2. 虚偽の資料を提出した場合
3. 管理責任を果たさなかったことにより、重大な事故が発生した場合
4. 因公海外訓練のために団体および個人を派遣する業務を、営利を目的として行い、訓練の質をないがしろにし、その事情が重大であった場合
5. 訓練業務報告等の資料を期限どおりに送付報告しなかった場合

(三) 資格を認定された機関において、以下に掲げる状況が生じた際には、国家外国専門家局による団体および個人の海外訓練派遣資格を取消し、資格認定証書を回収する。

1. 認定機関が登録抹消されたり、合併、名称変更があった場合。
2. 既に資格を認定された事業組織がその認定を取り消された場合、社会団体が登記を取り消された場合、法による取締りあるいは命令によって解散となった場合、企業が破産により解散した場合
3. 資格認定の有効期間が終わったのに、規定に基づいて延長しなかった場合
4. 資格を取り消された場合

本規定は国家外国専門家局がその解釈の責任を負う。